



確かな学力の向上をめざして【2月】

■特別支援学級における特別の教育課程の編成

特別支援学級の教育課程は、原則的には小・中学校の通常の教育課程に準じますが、障がいの状態によっては、通常の学級とは異なる**特別の教育課程**を編成することができます。

その際には、以下の点に留意して教育課程を編成してください。

特別の教育課程編成に向けての留意点

■必ず**自立活動**を取り入れる。

特別支援学級における自立活動

「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」

（「特別支援学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」参照）

- *自立活動の時間に充てる授業時数の標準は示されておらず、個々の実態に応じて定める。
- *個々の児童生徒の障がいの状態や発達の段階等に即して指導を行うものであり、最初から集団で指導することを前提とするものではない。



■「**下学年**」の目標及び内容に替えることができる。（下学年適用）

全障がい種で可能であるが、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮の上で、校内委員会等で検討し、慎重に決定する。

■知的障がいのある児童生徒に対しては「**特別支援学校（知的障がい）の各教科**」の目標及び内容に替えることができる。（知的代替）

その場合のみ「**各教科等を合わせた指導**」を行うことができる。

各教科等を合わせた指導とは（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては、外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

（「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」参照）

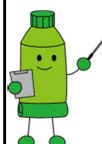
- *自閉症・情緒障がい特別支援学級などで、知的障がいのない児童生徒に各教科等を合わせた指導を行うことはできない。
- *各教科とは特別支援学校の小学部、中学部の各教科であることに留意する。



《参考》教科用図書について

知的代替の教育課程を取り入れている児童生徒は「**著作教科書（☆本）**」や「**一般図書**」を使うことができる。

- *著作教科書（☆本）には、小学部「こくご」「さんすう」「おんがく」、中学部「国語」「数学」「音楽」がある。
- *一般図書は、毎年度末に配布される「一般図書一覧」の中から選定する。



なぜその教育課程にするのか、その理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫し、保護者にも説明責任を果たしていくことが大切です。